破産手続廃止

平成２３年（フ）第８０４号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間６丁目620番地２
破産者　有限会社トゥルース
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
群馬県太田市石橋町1066番地
破産者　福島電気有限会社
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１５６号
奈良県大和郡山市井戸野町105番地の１
破産者　株式会社フレンド
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５１号
熊本市渡鹿３丁目９番１号
破産者　マルコフーズ株式会社
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７６３号
熊本県菊池郡菊陽町原水5900番地325
破産者　ミタニシステム工業株式会社
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８８４号
熊本県菊池市隈府1124番地３
破産者　株式会社菊池観光ホテル
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２７号
静岡県沼津市足高332番地の42
破産者　株式会社栄光ネオン
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
静岡県沼津市大平1311番地
破産者　有限会社ユキ建工
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
沖縄県うるま市字具志川2104番地１
破産者　有限会社林土木
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７９５号
福岡市早良区東入部１丁目12番１号
破産者　有限会社今村産業
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７７号
埼玉県三郷市鷹野３丁目49番地１
破産者　有限会社第一商事池沢商店
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
埼玉県吉川市中井２丁目13番地１
破産者　有限会社フォーユー
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
三重県鈴鹿市平田２丁目５番８号　マンション大関２Ｃ、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市竹野２丁目１番16号　栄和ハイツ407
破産者　荒堀ファビオこと　ＡＲＡＢＯＲＩ　ＦＡＢＩＯ
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０２号
岐阜県各務原市鵜沼西町１丁目392番地３
破産者　森田　俊郎
１　決定年月日　平成23年８月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７４３号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間６丁目620番地２
破産者　庄司　真一
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
長崎県諫早市森山町下井牟田1771番地
破産者　澁谷　崇盛
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
福岡県久留米市草野町矢作274番地５、前住所長崎県諫早市小長井町井崎2337番地
破産者　中村工務店こと　中村　　守
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
群馬県桐生市新里町新川1385番地３　ラ・カンパーニュ10号
破産者　福島　　達
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８８号
群馬県桐生市新里町新川1385番地３　ラ・カンパーニュ10号
破産者　福島　祐子
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２０５号
静岡県富士市厚原1419番地８、前住所静岡県富士市久沢443―５、前々住所静岡県富士市中之郷3877番地の１　エルディムわか101号室、前々々住所静岡県沼津市東椎路1206番地の２
破産者　早川　敏子（旧姓眞野）
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部